
プロジェクト **金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発**
項目 **第 46 回保険契約専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 46 回保険契約専門委員会（2026 年 10 月 13 日開催）において、純損益を通じて公正価値（以下「FVPL」という。）で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品に関する分析並びに債権の事業モデルに関する追加的な分析及び再提案について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

FVPL で測定するように個別の定めを設ける候補となる金融商品に関する分析

（分析の方向性に関する事項）

SPPI 要件を満たさない債権及び債券等に関する事項

2. 資料(2)第 7 項では、SPPI 要件を満たさない債権及び債券等は、投機的な要素を含んでいると考えられ、企業はそのような特性を理解した上で保有していると考えられることから、評価差額を財務活動の成果と捉え、FVPL で測定するとしている。この点については、討議資料ではあるものの、「財務会計の概念フレームワーク」における「投資のリスクからの解放」という概念を踏まえて整理することも考えられる。

組込デリバティブの区分処理の要件に関する事項

3. 現行基準における組込デリバティブの区分要件では、デリバティブを区分した後の残余が必ずしもプレーンバニラな商品とならないことから、区分要件を見直す余地があると考ええる。これにより、FVPL で測定する商品を個別に定める必要性が低くなり、実務上の複雑性にも対処できると考える。
4. 組込デリバティブの区分要件と SPPI 要件は両立し得ないと考えてはいないものの、組込デリバティブの区分要件を維持した上で、SPPI 要件を導入するのであれば、現行の組込デリバティブの区分要件を見直す必要があると考える。

（個別の分析に関する事項）

5. 個別の定めを設ける候補となる金融商品に関する事務局の分析について、大きな異論はない。

金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない債権及び債券等

6. 金利改定頻度と参照金利のテナーが一致しない金融商品については、FVPL で測定するように個別の定めを設けつつ、①契約上の割引前キャッシュ・フローが②貨幣の時間価値要素が改変されていないとした場合に生じるであろう割引前キャッシュ・フロー（ベンチマーク・キャッシュ・フロー）と比較して、著しく異なっていない又は著しく異なる可能性がない場合には反証可能とした場合には、「著しく異なっていない又は著しく異なる可能性がない」がどの程度の水準であるかを明確にすることが考えられる。

国の破綻処理機関が特定の状況において保有者に損失を課す権限を有している債権及び債券等

7. IFRS 会計基準においてベイルイン債を FVPL で測定する実務が存在していることから、こうした契約条件を真正でないとみなすこととした場合には IFRS 会計基準における実務との乖離が生じる懸念がある。
8. IFRS 会計基準において、極めて稀で異常な、発生する可能性が非常に低い事象が発生した場合にのみキャッシュ・フローに影響するのであれば、契約条件が真正でないと判断することは妥当であるものの、真正かどうかは契約条件や発行体の状況に応じて判断すべきものであることから、すべて真正ではない（not genuine）とみなすことは適切でないと考える。

偶発的な要素により金利が調整される債権及び債券等

9. サステナビリティ連動要素を有する金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローが、偶発的な要素がない金融商品の契約上のキャッシュ・フローと比較して大きく異なる状況は限定的としているが、その理由を明確化する必要があると考える。
10. サステナビリティ連動要素を有する金融商品に係る契約上のキャッシュ・フローが、偶発的な要素がない金融商品の契約上のキャッシュ・フローと比較して大きく異なる状況は限定的であると考えられる旨を結論の背景に記載した場合には、この記載が実務において判断の拠り所となり、検討が行われなくなることが懸念されることから、慎重な検討が必要であると考ええる。

原商品プールが SPPI 要件を満たさない金融商品で構成される契約上リンクしている債権及び債券等

11. 金融商品ごとに個別の定めを設ける一方、IFRS 会計基準における SPPI 要件自体を規定しない場合には、個別の定めを適用する際に原資産プールが SPPI 要件を満たすかどうかを判断できなくなることが懸念される。

債権の事業モデルに関する追加的な分析及び再提案

12. 債権について、回収及び売却事業モデルの分類を設けるとする事務局の提案に同意する。
13. 保険会社の事業モデルは、基本的には回収及び売却事業モデルに該当すると考えられるため、債権について回収事業モデルのみとする当初の提案は、保険会社における金融資産の管理実態を適切に反映できないものであったと考える。
14. 経済成長に伴って資金需要が拡大し、保険会社においても昨今プロジェクト・ファイナンス等の貸出案件が増加する中で、債権の売却取引が今後拡大していく可能性がある。このため、債権についても回収及び売却事業モデルの分類を設けることで、基準上もこうした状況に対する手当てをしていくことが重要と考える。また、債権に回収及び売却事業モデルの分類を設けることにより、仮に IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の定めを取り入れることになったとしても、不整合を回避できると考える。

その他

15. 資料(1)別紙 1 の判定フローチャートの「FVPL が要求されるものか?」という表現について、トレーディング目的であることにより FVPL で測定される場合と区分する観点から、個別の定めにより FVPL で測定することが要求されるなどの表現に見直すことを検討いただきたい。
16. 「トレーディング目的の判定」と「事業モデルの判定」が別個に記載されている理由を確認させていただきたい。また、IFRS 会計基準における事業モデルの評価単位とトレーディング目的の評価単位は異なることから、評価単位の違いにより何らかの影響が生じる可能性があると考ええる。

以 上